

退職金共済規約

一般財団法人東京税理士事務所職員退職金共済会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、一般財団法人東京税理士事務所職員退職金共済会（以下「本共済会」という。）の定款に基づき、税理士事務所（税理士法人及び税理士が付随業務のために主宰する法人を含む。）又は税理士会若しくは税理士会関連団体等の雇用する職員について実施する退職金共済の内容及びその業務の方法に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規約で「退職」とは、職員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

2 この規約で「退職金共済契約」とは、事業主が本共済会に掛金（第5項及び第9項に定める「基本掛金」及び「過去勤務掛金」をいう。以下同じ。）を納入することを約し、本共済会がその事業主の雇用する職員の退職について、この規約に定めるところにより、退職一時金又は退職年金（以下「退職一時金等」という。）を支給することを約する契約をいう。

3 この規約で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

4 この規約で「被共済者」とは、退職金共済契約により、本共済会がその者の退職について退職一時金等を支給すべき者をいう。

5 この規約で「基本掛金」とは、共済契約者が、この規約の定めるところに従い本共済会に納付する掛金のうち契約締結の月から退職の日の属する月までの掛金をいう。

6 この規約で「過去勤務期間」とは、被共済者が被共済者となる以前、共済契約者のもとで継続して雇用されていた期間をいう。

7 この規約で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち、退職金共済契約における退職一時金等の額の算定の基礎に含める期間（過去勤務期間が10年を超える場合には10年を限度とし、1年未満の月数は切り捨てる。）をいう。

8 この規約で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間にかかる掛金月額（当該月額が30,000円を超えるときは30,000円）をいう。

9 この規約で「過去勤務掛金」とは、過去勤務通算期間に応ずる掛金総額をいう。

10 この規約で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される額及び所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に定める契約に基づき他の特定退職金共済団体（同施行令第73条第1項の規定により税務署長の承認を受けた団体をいう。以下同じ。）から引き渡される資産総額に相当する額をいう。

11 この規約で「引継退職給付金」とは、被共済者が所得税法施行令第73条第1項

第8号ホの規定により本共済会の他の共済契約者にかかる被共済者になったときに引き継がれる退職金に相当する額をいう。

- 12 この規約で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第31条第1項に定める契約に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額及び所得税法施行令第73条第1項第8号ハに定める契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職金に相当する額をいう。

第2章 契約の成立等

(契約の締結)

第3条 東京税理士会の会員又は第1条に定める法人若しくは団体等を代表する者でなければ、退職金共済契約（以下「共済契約」という。）を締結することができない。

- 2 事業主は、次の各号に掲げる者を除き、当該事業所の職員について共済契約を締結するものとする。
- (1) 現にこの共済契約の被共済者である者
 - (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
 - (3) 加入事業主である個人又はこれと生計を一にする親族である者
 - (4) 加入事業主である法人の役員である者（使用人兼務役員を除く。）
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、加入させないことができる。
- (1) 期間を定めて雇われている者
 - (2) 季節的な仕事のために雇われている者
 - (3) 試用期間中の者
 - (4) 非常勤の者
 - (5) パートタイマーなど労働時間の短い者
 - (6) 休職中の者
- 4 共済契約者は、被共済者のうち特定の者につき掛金の額又は退職一時金等の額について、不当に差別的な取扱いをしないこととする。
- 5 共済契約者の独立行政法人勤労者退職金共済機構への加入は、これを妨げない。

(相互通算契約による受入)

第3条の2 本共済会が中小企業退職金共済法の規定に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構又は他の特定退職金共済団体（以下「勤労者退職金共済機構等」という。）との間で、相互通算制度の契約（以下「相互通算契約」という。）を締結している場合において、被共済者が第3条の3に定める要件を満たすとき、本共済会は、その者の申出に基づき、その者にかかる引受退職給付金に相当する額を受け入れることにより、共済契約を締結するものとする。

(相互通算の受入要件)

第3条の3 前条に定める場合において、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、本条において「共済機構」という。）からの引受退職給付金の受入れについては、次に掲げる要件をすべて満たさなければならないものとする。

- (1) 中小企業退職金共済制度にかかる共済契約に基づき退職金の支給を受けることができ、かつその請求をしていない者であること。
 - (2) 本共済会の共済契約の被共済者であること。
 - (3) 本共済会を經由して退職の日の翌日から起算して2年以内に共済機構へ届け出る通算の申出書又は依頼書及び中小企業退職金共済制度の共済手帳その他本共済会が定める書類を提出すること。
- 2 前項に定める場合において、他の特定退職金共済団体（以下、本条において「他の共済団体」という。）からの引受退職給付金の受入れについては、次に掲げる要件をすべて満たさなければならないものとする。
- (1) 当該他の共済団体にかかる共済契約に基づき退職金の支給を受けることができ、かつその請求をしていない者であること。
 - (2) 本共済会の共済契約の被共済者であること。
 - (3) 本共済会を經由して退職の日の翌日から起算して2年以内に当該他の共済団体へ第3項に定める事項を記載した通算の申出書又は依頼書及び当該他の共済団体の被共済者証その他本共済会が定める書類を提出すること。
- 3 前項に規定する通算の申出書又は依頼書の記載事項は、次のとおりとする。
- (1) 申出をする被共済者の氏名及び住所
 - (2) 申出をする被共済者にかかる当該他の共済団体の共済契約者の氏名及び住所又は名称及び所在
 - (3) 被共済者の当該退職年月日
 - (4) 当該他の共済団体の名称及び所在
 - (5) 以上のほか本共済会又は当該他の共済団体が必要とする事項

(本共済制度内での通算)

第3条の4 本共済会は、退職した被共済者が次の各号に定める要件をすべて満たすとき、当該被共済者にかかる退職一時金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐものとする。ただし、第8条に定める事業主の変更の場合は、別に定める。

- (1) 退職一時金等の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと。
 - (2) 本共済会の共済契約の被共済者であること。
 - (3) 共済契約者を經由して退職の日の翌日から起算して2年以内に本共済会へ第2項に定める事項を記載した通算の依頼書及び被共済者登録証を提出すること。
- 2 前項に規定する通算の依頼書の記載事項は、次のとおりとする。
- (1) 申出をする被共済者の氏名
 - (2) 申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する他の共済契約者の氏名及び住所又は名称及び所在
 - (3) 申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名又は名称
 - (4) 前号における被共済者の退職年月日
 - (5) 以上のほか本共済会が必要とする事項

(掛 金)

第4条 共済契約は、被共済者ごとに、基本掛金又は過去勤務掛金の月額を定めて締結する。

2 前項に定める掛金は、共済契約者たる事業主が全額を負担しなければならない。

3 基本掛金の月額は、被共済者1人につき1口1,000円とし、30口まで加入することができる。ただし、過去勤務一括掛金は除くものとする。

4 共済契約者は、過去勤務期間を退職金等の額の基礎に含めようとするときは、共済契約の締結と同時に被共済者ごとに過去勤務通算月額にかかる口数及び過去勤務通算期間を定めて共済契約を締結しなければならない。当該契約にかかる口数及び過去勤務期間の変更は、これを認めない。

5 過去勤務通算月額にかかる口数は、基本掛金の口数を超えてはならない。

6 過去勤務掛金は、過去勤務通算月額にかかる口数に1,000円及び別表1に定める係数並びに過去勤務通算期間の月数(60月を超えるときは60とする。)を乗じて得た金額とする。

7 共済契約者は、前項に定める過去勤務掛金の額を5年間(過去勤務通算期間が5年に満たないときは、その過去勤務通算期間に応ずる期間)で均分して毎月払い込まなければならない。ただし、過去勤務掛金の額は、所得税法施行令第73条第1項第7号ハの規定に基づき計算するものとし、同号ハ(1)乃至(3)に掲げる金額があるときは、前項の定めにより算出された金額から、同号ハ(1)乃至(3)に掲げる金額相当額を控除するものとする。

8 掛金(過去勤務一括掛金を除く。以下同じ。)として払い込まれた金額並びに相互通算契約に基づく過去勤務一括掛金若しくは引受退職給付金又は本共済制度内での通算措置による引継退職給付金の額(これらの運用による利益を含む。)は、共済契約者たる事業主に返還しない。

9 休職又は欠勤によりその月の2分の1以上勤務しなかった被共済者については、掛金を中断することができる。共済契約者が止むを得ない事由に基づき1年以内の一定期間について掛金中断の申出をし、理事会で審議のうえ承認されたときも、また同様とする。

10 前項の規定は、過去勤務掛金の継続中のものについては、これを適用しない。

(契約の申込)

第5条 共済契約の申込みは、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにして、毎月末日までに共済会に申し込まなければならない。

(契約の成立)

第6条 本共済会が共済契約の申込みを承諾したときは、最初の掛金が納付された翌月1日において契約が成立するものとし、かつその日から効力を生ずる。

2 相互通算契約に基づく引受退職給付金及び本共済制度内の通算措置による引継退職給付金については、これらの受入れ又は引継ぎが完了したとき、契約が成立するものとする。

- 3 本共済会は、共済契約の成立後遅滞なく、被共済者に「被共済者登録証」を交付するものとする。
- 4 共済契約の申込みの承諾の通知は、被共済者登録証の交付をもってこれに代える。

(掛金の納付)

第7条 共済契約者たる事業主は、翌月の掛金を当月の末日までに、別途に定める方法により、本共済会に納付しなければならない。

- 2 本共済会は、前項に定める期限までに掛金の納付がない場合は、掛金の額につき年14.6%の割合で共済契約者から割増金を徴収することができる。

(加入口数の変更)

第7条の2 本共済会は、共済契約者から基本掛金の加入口数増加の申込みがあったときは、被共済者1人につき増加後の口数30口を限度として、これを承諾するものとする。

- 2 本共済会は、共済契約者から基本掛金の加入口数減少の申込みがあったときは、次の各号に掲げる場合を除き、これを承諾しないものとする。

- (1) 共済契約者が被共済者の同意を得たとき。
- (2) 共済契約者が基本掛金の納入を継続することが著しく困難であると、理事会が判断したとき。

- 3 前項の規定は、過去勤務掛金の継続中のものについては、これを適用しない。

- 4 第5条及び第6条第1項の規定は、加入口数の増加又は減少について準用する。

(共済契約者の変更)

第8条 共済契約者である事業主に変更（事業の相続若しくは承継、税理士法人への移行又は事業若しくは法人の合併その他の理由による事業主の変更を含む。）があったときは、新たに事業主となった者が、遅滞なく共済契約者変更の申出をしなければならない。

(掛金年数の通算)

第8条の2 第3条の4ただし書きの規定は、前条に定める共済契約者の変更が確定した日の翌日から起算して1月以内に当該する新たな事業主及び被共済者が別に定める依頼書を提出し、かつ掛金を継続することを要件として、その掛金及び年数を通算することができるものとする。共済契約者が死亡その他止むを得ない事由により業務を廃止したことに基づき退職した被共済者が、退職後4月以内に他の共済契約者に雇用されたときも、また同様とする。

- 2 前項に規定する通算の依頼書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 申出をする被共済者の氏名
- (2) 申出をする被共済者を雇用する他の共済契約者の氏名及び住所又は名称及び所在
- (3) 申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名又は名称
- (4) 共済契約者の変更又は被共済者の退職及び雇用の年月日
- (5) 以上のほか本共済会が必要とする事項

第3章 退職一時金等の支給

(退職一時金の支給)

第9条 本共済会は、被共済者が退職したときは、その者に退職一時金を支給する。ただし、掛金納付済期間が1年未満で、共済契約者の死亡又は被共済者の死亡以外の事由により退職した場合には、支給しない。

2 退職が死亡によるものであるときは、その遺族に退職一時金を支給する。

3 退職一時金の額は、被共済者の加入口数の次の各号に定める利率による元利合計額とする。ただし、掛金納付済期間が3年以内で退職したときは、第1項ただし書きに規定する場合を除き、納付済掛金相当額とする。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 平成6年3月31日まで | 年利 7.2% |
| (2) 平成6年4月1日から平成8年9月30日まで | 年利 5.5% |
| (3) 平成8年10月1日から平成12年3月31日まで | 年利 2.5% |
| (4) 平成12年4月1日から平成15年9月30日まで | 年利 1.5% |
| (5) 平成15年10月1日以降 | 年利0.75% |

4 加入期間中に掛金の増口があったときの退職一時金の額は、前項に定める金額に、当該増口ごとに前項の規定に準じて計算した金額を加算した金額とする。ただし、増口にかかる掛金の納付済期間が1年未満であるものの退職一時金の額は、第1項のただし書きの規定にかかわらず、当該掛金相当額とする。

5 加入期間中に掛金の減口があったときの退職一時金の額は、第3項に定める利率による減口前の元利合計額から、当該減口分相当元利合計額を減じた金額とする。

6 被共済者が過去勤務掛金の払込の完了前に退職したときの過去勤務掛金にかかる退職一時金の支給額は、前各項の規定にかかわらず、過去勤務通算期間にかかる過去勤務掛金の払込期間に応じて、次の各号の規定により計算された金額とする。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 払込期間が1年未満のとき | 払込済過去勤務掛金相当額 |
| (2) 払込期間が1年以上のとき | 払込過去勤務掛金の月額に対し、払込みの日の属する月の翌月1日からの期間に応じて、年0.75%の利率による元利合計額。ただし、金融情勢の変動により本共済会の平均運用利回りが年0.75%を下回るときは、その利率による元利合計額とする。 |

7 相互通算契約又は本共済制度内での通算措置に基づき受け入れた被共済者の退職一時金等は、前各項に定める金額に、当該受け入れた引受退職給付金又は引継退職給付金に対して第6条第2項に定める契約成立の日の翌日からの期間に応じて、年0.75%の利率による元利合計額を加算した額とする。

8 第9条の4に定める退職年金を受け取る際の退職一時金の金額は、前各項に規定する退職一時金相当額から30%の配分割合を乗じた額を控除した金額とする。

(相互通算契約による引渡)

第9条の2 相互通算契約を締結している場合において、被共済者が第9条の3に定める要件を満たすとき、本共済会は、その者の申出に基づき、遅滞なくその者にかかる退職一時金に相当する額を勤労者退職金共済機構等へ一括して引き渡すものとする。

(相互通算の引渡要件)

第9条の3 前条に定める場合において、本共済会が独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、本条において「共済機構」という。）に当該被共済者にかかる退職一時金相当額を引き渡すに当たっては、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 本共済会の共済契約に基づき退職一時金等の支給を受けることができ、かつその請求をしていない者であること。
- (2) 中小企業退職金共済制度にかかる共済契約の被共済者であること。
- (3) 共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に本共済会へ届出る通算の依頼書又は申出書及び本共済会の被共済者証その他本共済会が定める書類を提出すること。

2 前項に定める場合において、本共済会が当該他の特定退職金共済団体（以下、本条において「他の共済団体」という。）に当該被共済者にかかる退職一時金相当額を引き渡すに当たっては、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 本共済会の共済契約に基づき退職一時金等の支給を受けることができ、かつその請求をしていない者であること。
- (2) 当該他の共済団体にかかる共済契約の被共済者であること。
- (3) 当該他の共済団体を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に本共済会へ別に定める事項を記載した通算の依頼書又は申出書及び本共済会の被共済者登録証その他本共済会が定める書類を提出すること。

3 第3条の3第3項の規定は、前項に定める記載事項について準用する。

(退職年金の支給)

第9条の4 共済会は、被共済者の加入期間（過去勤務通算期間を含む。）が満10年以上かつ65歳以上で、死亡以外の事由で退職したときは、その者の選択に基づき退職年金を10年を支給期間として支給することができる。ただし、退職年金の年額が120,000円未満である場合又は相互通算契約による引受退職給付金若しくは本共済制度内での通算措置による引継退職給付金を原資とする場合については、適用しない。

2 退職年金は年4回、4月、7月、10月及び1月の各支給月に、それぞれ前月までの3ヶ月分を支給する。

3 退職年金の1回（3ヶ月分）あたりの支給金額は、前条第1項から第6項までの規定による退職一時金相当額に、30%の配分割合及び年金支給率を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、初回及び最終回の支給金額は、退職一時金の支給月に応じて、月割

りした額とする。

- 4 本共済会は、退職年金を支給することとした場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、残余期間の退職年金の支給に替え、一時金で支給するものとする。

(1) 退職年金の支給を受ける者が死亡したとき。 遺族

(2) 退職年金の支給を受ける者から、将来の退職年金の支給に替え、一時金支給の申出があり、その理由により、理事会がこれを認めたとき。 その者

- 5 前項に定める一時金の額は、退職年金総支給額から既に支給した退職年金額を控除した金額及び一時金支給日までの適用利率に基づく利息を合算した額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第9条及び前条に定める遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

- 2 遺族の順位は、前項各号に定める順によるものとし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、当該各号に定める順による。ただし、同順位の遺族が2人以上あるときは、当該給付は、その人数によって等分して支給する。

- 3 前項の規定にかかわらず、退職一時金等の受領に関して遺族全員の合意により、特定した遺族をもって給付を受け、又は受領を委任する旨を記載した書面が提出されたときは、その請求に基づき当該遺族に給付金を支払うことを妨げない。

- 4 故意に犯罪行為により被共済者を死亡させ若しくは心身に障害を与えた者、又は被共済者の死亡前にその者の死亡によって退職一時金等を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させ若しくは心身に障害を与えた者は、前各項の規定にかかわらず、退職一時金等を受けることができない。

(退職一時金等の支給の制限)

第11条 本共済会は、被共済者が次の各号に掲げる事由により退職し、かつ共済契約者の申出があつたときには、退職一時金等の額を減額し、又は支給しないことができる。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規にふれる行為により、共済契約者に重大な損害を与え、その名誉若しくは信用を著しくき損し、又は職場規律を著しく乱したとき。

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したとき。

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により、職場規律を乱し、又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があつたとき。

- 2 前項に定める退職一時金等の減額又は無支給については、理事会の議を経なければならない。

第4章 契約の解除

(契約の解除)

第12条 本共済会又は共済契約者は、次の各号の一に該当する場合を除き共済契約を解除することができない。

- (1) 共済契約者が3ヶ月以上掛金の納入を怠ったとき。
- (2) 共済契約者がすべての被共済者の同意を得たとき。
- (3) 共済契約者が掛金の納入を継続することが著しく困難であると、理事会の議を経て、判断されたとき。
- (4) 共済契約者が東京税理士会を退会し、契約の解除を申し出たとき。

2 本共済会は、次の各号の一に該当する場合には、当該被共済者についての共済契約のみを解除するものとする。

- (1) 被共済者が、当該事業主になったとき又は第3条第2項に定める除外規定に該当することになったとき。
- (2) 被共済者が不正の行為によって退職一時金等又は解約手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 相互通算契約に基づき被共済者が第9条の3第1項の規定の適用を受けたとき。

3 共済契約者が死亡したときは、第8条に定めるもののほか、共済契約者の遺族が共済契約解除の義務を継承する。この場合において、遺族の範囲、順位その他必要な事項は、第10条各項の規定に準ずるものとする。

(解約手当金)

第13条 本共済会は、共済契約が解除されたときは、被共済者に次の各号に掲げる解約手当金を支給する。

- (1) 前条第1項第3号、第4号及び第2項第1号の規定に該当する場合は、第9条第3項から第7項までに規定する退職一時金等相当額
- (2) 前条第1項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、第9条第3項から第7項までに規定する退職一時金等相当額の100分の80
- (3) 前条第2項第2号の規定に該当する場合は、解約手当金を支給しない。ただし、特別の事由のある場合は、理事会の議を経て、特に一部を支給することができる。

2 被共済者が第3条の4、第8条の2及び第9条の2の規定の適用を受けるときは、解約手当金を支給しない。

第5章 管理と運用

(管理運用)

第14条 退職金共済事業に関する経理は、他の事業の経理と区分して行うこととする。

2 本共済会は、共済契約者から掛金又は引受退職給付金（過去勤務一括掛金を含む。）として払い込まれた金額（これらの運用による利益を含む。）又は引継退職給付金を次の各号に掲げるところにより運用するものとする。

- (1) 公社債
- (2) 預貯金（定期積金その他これに準ずるものを含む。）
- (3) 合同運用信託
- (4) 証券投資信託の受益証券
- (5) 被共済者を被保険者とする生命保険の保険料

（事務の委託）

第15条 本共済会は、この規約に基づく業務の一部を、確実な事務委託会社に委託することができる。

（理事会の権限）

第16条 理事会は、この規約において理事会の権限として定められている事項について審査し、決定し又は承認する。

2 理事会は、定款第35条第1項第5号の規定に基づき、業務の執行に必要な細則又は基準を制定することができる。

第6章 雑 則

（報告書）

第17条 本共済会は、この規約による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

2 共済契約者及び被共済者は、共済契約事項等に変更があったときは、この規約及び前条に規定する細則又は基準に定めるところに従い、遅滞なくその旨を本共済会に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第18条 退職一時金等及び解約手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

（退職一時金等の返還）

第19条 偽りその他不正の行為により退職一時金等又は解約手当金の支給を受けた者がある場合は、本共済会は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届け出によるものであるときは、本共済会は、その者に対して支給を受けた者と連帯して当該金額を返還させる。

（規約の変更及び廃止）

第20条 この規約を変更又は廃止するには、評議員会の議決を要する。なお、所得税法施行令第73条第1項各号の特定退職金共済団体の要件に係る事項の変更をするには、所轄税務署長の承認を得るものとする。

附 則

この規約は、所轄税務署長の認可の日から施行する。

附 則

- 1 この規約の改正規定は、所轄税務署長の認可の日（昭和60年9月30日）から施行し、昭和60年10月1日から適用する。
- 2 この改正規定の適用の日現在において共済契約者である者が、第4条第4項の規定の適用を受けようとするときは、当該規定にかかわらず、適用の日から2年を経過する日までに、その旨を申し出るとともに過去勤務掛金の納付を開始しなければならない。

附 則

この規約の改正規定は、所轄税務署長の認可の日（昭和62年1月21日）から施行し、昭和61年4月1日に遡って適用する。

附 則

この規約の改正規定は、所轄税務署長の認可の日（昭和62年12月25日）から適用する。

附 則

この規約の改正規定は、所轄税務署長の認可の日（昭和63年4月4日）から施行し、昭和63年4月1日に遡って適用する。

附 則

- 1 この規約の改正規定は、所轄税務署長の認可の日（平成元年1月12日）から施行し、昭和63年10月1日に遡って適用する。
- 2 第9条の2の改正規定の適用時期は、理事会で定める。

附 則

この規約の改正規定は、所轄税務署長の認可の日（平成3年8月23日）から施行する。

附 則

この規約の改正規定は、所轄税務署長の認可の日（平成4年6月1日）から施行し、平成4年4月1日に遡って適用する。

附 則

- 1 退職一時金の給付テーブルを「別表1」のとおり改める。
- 2 過去勤務掛金の係数テーブルを「別表2」のとおり改める。
- 3 退職年金の支給テーブルを「別表3」のとおり改める。
- 4 以上の改正規定は、平成6年4月1日から施行し、同日以後に生ずる退職一時金若しくは退職年金の支給額の計算又は同日以後の期間に係る過去勤務期間通算契約に基づく掛金から適用する。

附 則

この規約の改正規定は、平成8年10月1日から施行する。ただし、所轄税務署長の認可（平成8年9月27日認可）を受けなければ効力を生じない。

附 則

この規約の改正規定は、所轄税務署長の認可の日（平成9年12月25日）から適用する。

附 則

この規約の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。ただし、所轄税務署長の認可（平成12年3月22日認可）を受けなければ効力を生じない。

附 則

この規約の変更規定は、所轄税務署長の認可の日（平成14年3月26日）から施行し、平成14年4月1日から効力を有する。

附 則

この規約の変更規定は、平成15年10月1日から施行する。ただし、所轄税務署長の認可（平成15年9月25日認可）を受けなければ効力を有しない。

附 則

この規約の変更規定は、平成16年3月1日から施行する。ただし、所轄税務署長の認可（平成16年2月20日認可）を受けなければ効力を有しない。

附 則

この規約の変更規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約の変更規定は、一般財団法人定款施行の日（平成25年4月1日）から適用する。

附 則

この規約の変更規定は、平成25年6月18日から適用する。

附 則

この規約の変更規定は、平成25年12月11日から適用する。

附 則

この規約の変更規定は、平成27年6月17日から適用する。